

World Seed 規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本団体は、World Seed という。
カタカナ表記はワールド シードという。

(事務所)

第2条 World Seed は、主たる事務所を「大阪府八尾市本町1丁目5番地10号
本町プラザ 301号」に置く。

(目的)

第3条 World Seed は、実働を伴った多分野ネットワーク構築を理念とし、社会的問題の解決に取り組んでいる多様な団体との協働を通して、それらを解決することを目的として設立した。

(活動の種類)

第4条 World Seed は、前条の目的を達成するため、下記の特非営利活動促進法の第2条別表
1号、2号、3号、5号、6号、8号、9号、11号、14号、15号、17号の活動
を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動（上記1号）
- (2) 社会教育の推進を図る活動（上記2号）
- (3) まちづくりの推進を図る活動（上記3号）
- (4) 環境の保全を図る活動（上記5号）
- (5) 災害救援活動（上記6号）
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動（上記8号）
- (7) 国際協力の活動（上記9号）
- (8) 子どもの健全育成を図る活動（上記11号）
- (9) 経済活動の活性化を図る活動（上記14号）
- (10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動（上記15号）
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動（上記17号）

(事業の種類)

第5条 World Seed は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 環境保護に関わる事業
- (2) チャリティ金を用いた事業
- (3) 他分野ネットワーク構築事業

(その他の事業)

2 第2条の目的に沿い、また理事会が承認した事業を行う。

その他の事業から生じた収益は、World Seed が営む特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

第2章 会 員

(会員の種類)

第6条 World Seed の会員は、第3条に係わる団体もしくは個人で World Seed の目的に賛同して入会した次のいずれかの者とする。

- (1) 一般会員 個人
- (2) 団体会員 法人格を有しない市民団体又は、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人など営利を目的としない法人格を有する団体
- (3) 企業会員 株式会社、有限会社など営利を目的とした団体
- (4) 学生会員 大学生又は高校生、中学生などの学生
- (5) その他、World Seed が入会を認める個人及び団体

(入会)

第7条 入会しようとする者は、別に定める入会申込書を代表に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会が別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(会費等の不返還)

第9条 既納の会費は、返還しない。

(資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) World Seed が解散したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第11条 会員は、退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 代表理事は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、除名することができる。

- (1) World Seed の名誉を傷つけ、又は World Seed の目的に反する行為があったとき
- (2) 会員としての義務に違反したとき

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 World Seed に次の役員をおく。

- | | | |
|-----|----------|----|
| (1) | 代表理事 | 1人 |
| (2) | 副代表理事 | 1人 |
| (3) | 理事(事務担当) | 1人 |
| (4) | 理事(広報担当) | 1人 |

(選任等)

第14条 代表理事と副代表理事は互選とする。

(職務)

第15条 代表理事は、World Seed を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事が何らかの事項により、その業務を遂行できないとき、業務を代行する。
- 3 事務は World Seed の業務に必要な事務の処理を行う。
- 4 広報は、World Seed の業務内容を広く社会に発信する。
- 5 渉外は、World Seed の業務内容を発展させるため必要とされる団体及び個人との協働体制の構築を図る。

(任期)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、辞任又は任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第17条 役員は、World Seed が関わる事業を執行している際、事業遂行に影響がない範囲で理事会が別に定めるところにより、報酬を受けることができる。

2 役員及びその他 World Seed に係わる事業に係わる者でその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会議

(会議)

第18条 会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第19条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、代表理事が招集するものとし、毎年度1回開催するほか、必要に応じて開催することができる。

3 総会は、書面によって表決する総会とすることができる。

4 議決権は、第6条の規定により届出のあった会員（団体にあつては、その代表者又は代表者から委任を受けた者）が行使するものとする。

5 前項の規定によりその議決権を行使できない会員は、書面により又は他の会員（団体にあつては、その代表者又は代表者から委任を受けた者とする。）に委任し、これを行使することができる。この場合において、当該会員は、総会に出席したものとみなす。

6 書面によって表決する総会においては、表決した会員は、総会に出席したものとみなす。

7 総会は、会員の2分の1の出席をもって成立するものとする。

8 総会の議長は、その総会において、出席した会員（団体にあつては、その代表者又は代表者から委任を受けた者）の中から選出する。

9 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第20条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定
- (3) 事業報告及び収支決算の承認

- (4) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (5) その他 World Seed の運営に関する重要事項

(議事録)

- 第21条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印をしなければならない。

(理事会)

- 第22条 理事会は、役員をもって構成する。ただし、特に必要な場合にあつては、役員以外の者を委員にあてることができる。
- 2 理事会の長は、代表理事が当たる。
 - 3 理事会は、総会より委託された事項の審議決定、総会からの諮問に対する答申、その他 World Seed の運営上必要な事項を審議する。

(委員会等)

- 第23条 World Seed は、必要に応じて委員会等を置くことができる。

第5章 会計

(事業年度)

- 第24条 World Seed の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産)

- 第25条 World Seed の財産は、会費、事業に伴う収入及びその他収入によりなる。
- 2 World Seed の財産は、理事会の定めるところにより代表理事が管理する。
 - 3 World Seed が解散する場合の財産の処分については、理事会の定めるところによる。

(経費)

- 第26条 World Seed の経費は、財産をもってあてる。

(会計の区分)

- 第27条 World Seed の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業
- (2) その他の事業

(事業計画及び収支予算)

第28条 World Seed の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始前に代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により年度開始前に予算が成立しない場合には、成立するまでの間、前年度の予算に準じて収入・支出することができる。

3 前項による収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第29条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の承認を経なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第30条 代表理事は、毎事業年度終了後、すみやかに事業報告書、収支決算書を作成し、総会の承認を経なければならない。

(借入金)

第31条 World Seed が資金の借入れをしようとするときは、理事会の承認を経なければならない。

第6章 解散

(解散)

第32条 World Seed は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。

第7章 雑則

(委任)

第33条 この規約に定めるもののほか、World Seed の運営に関する必要事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(附則)

- 1 この規約は、平成 24 年 2 月 9 日から施行する。
- 2 World Seed の設立当初において、設立総会が開催されるまでは、設立発起人代表への入会申込書の提出をもって、入会したものとみなす。
- 3 World Seed の設立当初の役員は、第 13 条の規定にかかわらず、理事会の定めるところとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日までとする。
- 4 World Seed の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 28 条の規定にかかわらず、理事会の定めるところによる。
- 5 World Seed の設立時の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一般会員 会費 (年額) 一口 5,000 円
- (2) 団体会員 会費 (年額) 一口 10,000 円
- (3) 企業会員 会費 (年額) 一口 30,000 円
- (4) 学生会員 会費 (年額) 一口 3,000 円